

平成 2 4 年度
食品安全委員会緊急時対応訓練
実施結果報告書（案）

平成 2 5 年 月

食品安全委員会企画等専門調査会

目 次

はじめに	1
I 実施した訓練の内容	
1 実務研修	2
2 確認訓練	4
II 訓練結果の検証	
1 実施した訓練ごとの検証	6
2 重点課題ごとの検証	7
III まとめ	9

はじめに

本報告書は、食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針（平成 17 年 4 月 21 日食品安全委員会決定）において定められた緊急時対応訓練（以下、「訓練」という。）について、第 419 回食品安全委員会（平成 24 年 2 月 16 日開催）で決定された平成 24 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（以下、「訓練計画」という。）に基づき実施した結果を、企画等専門調査会で検証し、食品安全委員会に報告するものである。

なお、今年度の訓練は、訓練計画に示された以下の重点課題を踏まえ、組織全体の緊急時対応能力の一層の向上を図るため、食品安全委員会及び事務局を訓練対象として、緊急時における初動対応やメディア対応に係る実務研修と、実践的な実動の訓練である確認訓練を実施した。

《重点課題》

1 重要な情報を迅速かつ的確に国民に提供するための組織能力の向上

- 組織全体として、全職員が常に確実な初動対応が行えるよう、緊急時対応の具体的手順等を示した食品安全委員会緊急時対応手順書に係る実務研修を行い、緊急時の対応手順について、委員会及び事務局全体の理解を深める。
- 緊急時における国民への情報提供について、メディアの理解・協力を得て、迅速かつ的確に実施できるように、メディア対応に係る実務研修を行い、わかりやすく誤解を与えない資料作成技術や説明・応答技術の向上を図る。
- シナリオ非提示による訓練の実施等、より実践的な確認訓練を行い、組織的な緊急時対応の流れを実際に確認することで、組織全体の対応能力の向上を図るとともに、実務研修等によって習得した技術・知識のレベルを確認する。

2 緊急時対応マニュアル[※]等の実効性の向上

- 確認訓練において、食品安全委員会緊急時対応手順書に即した対応手順を確認することで、その実効性を検証する。
- 検証の結果、得られた改善策等については、必要に応じて緊急時対応マニュアルや食品安全委員会緊急時対応手順書（以下、「手順書」という。）等に反映する。

本報告書の構成は、以下のとおりである。

《報告書の構成》

- I 実施した訓練の内容
- II 訓練結果の検証
- III まとめ

I 実施した訓練の内容

訓練計画を踏まえて作成した平成 24 年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子（平成 24 年 4 月 12 日緊急時対応訓練準備事務局決定）に従い、以下の訓練を実施した。

1 実務研修

(1) 緊急時対応手順研修

緊急事態が発生した際に、全職員が初動対応を確実に進められるようとするため、本研修を実施した。

ア 日時及び会場

日時：平成 24 年 4 月 13 日 午前 10 時から 10 時 30 分まで

会場：食品安全委員会中会議室

イ 参加者

事務局職員のうち、本研修を過去に受講したことの無い者（人事異動による転入者等）を対象に研修を実施し、15 名が参加した。

ウ 内容

緊急時対応係が、手順書に基づく緊急時の初動対応の方法や、所属課別の緊急時の役割等について説明し、質疑応答を行って、参加者の理解を深めた。

(2) ホームページ掲載研修

夜間や休日等のホームページ管理担当者が不在の時に緊急事態が発生した場合にも、初動対応として委員会ホームページによる情報提供を迅速に行えるようとするため、本研修を実施した。

ア 日時及び会場

日時：平成 24 年 4 月 24、25、26 日、5 月 11、15 日、10 月 10、16、18 日

午後 5 時から 6 時まで

場所：食品安全委員会執務室

イ 参加者

課長補佐以下の事務局職員のうち、本研修を過去に受講したことの無い者（人事異動による転入者等）を対象に研修を実施し、19 名が参加した。

ウ 訓練内容

緊急時対応係が、手順書に記載している緊急時対応ホームページ掲載マニュアルに基づいて説明し、参加者が、委員会ホームページへの情報掲載作業を試行した。

(3) メディア対応研修

緊急時に記者会見やプレスリリースといった方法によって情報を提供する場合に、報道関係者に対して、わかりやすくかつ正確に情報を提供できるようにするため、「プレスリリース作成基礎研修（以下「基礎研修」という。）」と「プレスリリース作成と説明応答に係る実践研修（以下「実践研修」という。）」の構成で本研修を実施した。

<基礎研修>

プレスリリースの作成に係る基礎的な技能を習得するため、事務局職員を主な対象として、野村一正氏（前食品安全委員会委員）の指導により、以下の一連の研修を実施した。

ア 講義 1

(ア) 日時及び会場

日時：平成 24 年 8 月 1 日 午前 10 時 30 分から 12 時まで

会場：食品安全委員会中会議室

(イ) 参加者

委員及び事務局職員 56 名が参加した。

(ウ) 内容

講師の野村一正氏が「国民に情報を発信する媒体であるメディアに対して、食品安全委員会はどのように情報提供をすべきか？」と題した講義を行った。

イ 自習研修

(ア) 日時及び実施場所

日時：第 1 回 平成 24 年 8 月 1 日から 8 月 15 日まで

第 2 回 平成 24 年 9 月 5 日から 9 月 19 日まで

実施場所：食品安全委員会執務室

(イ) 参加者

課長補佐以下の事務局職員 38 名が参加した。

(ウ) 内容

電子メールで参加者に課題を配信し、各自が自分のパソコンで課題に取り組む形式で実施した。配信した課題は次のとおり。

第 1 回 評価書の専門的な記述をプレスリリース向けにわかりやすく書き換える課題
と記者に対して訴求力のあるタイトルを作成する課題

第 2 回 第 1 回の自習研修で別の受講者が作成した答案について所見を記載する課題

ウ 講義 2

(ア) 日時及び会場

日時：平成 24 年 10 月 2 日 午後 1 時 35 分から 2 時まで

会場：食品安全委員会中会議室

(イ) 参加者

委員及び事務局職員 32 名が参加した。

(ウ) 内容

講師の野村一正氏が「プレスリリース作成の基礎研修の取組結果について」と題した講義を行った。

<実践研修>

メディア対応に係る実践的スキルを習得するため、事務局職員を主な対象とした資料作成のグループワークと、委員及び事務局幹部を主な対象とした模擬記者会見を一体的に実施した。

ア 日時及び会場

日時：平成 24 年 10 月 2 日 午後 2 時から 5 時 45 分まで

会場：食品安全委員会中会議室

イ 参加者

委員及び事務局職員 32 名が参加した。

ウ 内容

グループワークでは、食品の安全に係る緊急事態を想定した仮想のシナリオに沿って、プレスリリースを試作した。模擬記者会見では、熊谷委員長と佐藤委員長代理がそれぞれ説明者となり、他の委員長代理及び事務局職員を説明補助者として、グループワークで作成したプレスリリースを用いての説明と、質疑応答の訓練を行った。また、大山泰氏（株式会社フジテレビジョン経済部長兼解説委員）を助言者に迎え、作成した資料や説明・応答の改善点等について、報道関係者の立場から助言を受けた。

2 確認訓練

緊急時における組織的な対応の流れを、実践的な実働訓練を通して確認することにより、組織全体の対応能力の向上を図るとともに、緊急時対応マニュアル等の実効性の向上を図るため、本訓練を実施した。また、本訓練を通じて、これまでに実施した実務研修等によって習得した技術・知識のレベルを確認した。

(1) 日時及び会場

日時：平成 24 年 11 月 16 日 午前 9 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

会場：食品安全委員会中会議室、委員会室、執務室

(2) 参加者

役割	参加者
プレーヤー (訓練実施者)	委員：熊谷委員長、佐藤委員長代理、山添委員長代理、三森委員長代理、上安平委員 事務局：事務局長、事務局次長、総務課（5名）、評価課（7名）、勧告広報課（6名）、情報・緊急時対応課（8名）、リスクコミュニケーション官、評価情報分析官 消費者庁：消費者庁消費者安全課（2名） 厚生労働省：政策統括官付社会保障担当参事官室（2名）、医薬食品局食品安全部企画情報課（1名） 農林水産省：消費・安全局消費安全政策課（2名）
コントローラー (訓練進行係)	事務局（3名）、消費者庁消費者安全課（1名）
モニタ (訓練評価者)	全体の評価：事務局次長 各課の評価：各課の課長 記者会見の評価：井辺洋一氏（元 NHK 社会部記者）

(3) 内容

訓練は、シナリオ非提示で、現実の時間経過に沿って実践的に行った。訓練内容は、手順書に即した緊急時の対応手順を確認できるものとし、今年度の訓練の重点課題や第 2 回企画等専門調査会（平成 24 年 2 月 3 日）における専門委員の指摘等を踏まえ、次に

掲げる点を満たすものとした。

- ・消費者庁を司令塔とした緊急時対応（消費者安全情報総括官制度に基づく対応）を試行できる。
- ・委員会ホームページへの情報掲載（速報）を試行できる。
- ・緊急時対応手順書に基づく関連情報の収集を試行できる。
- ・報道機関や一般国民等からの電話による問合せへの対応を試行できる。
- ・臨時委員会会合等による緊急的な審議を試行できる。
- ・プレスリリース等の情報提供資料の作成と提供を試行できる。
- ・記者会見を試行できる。

なお、消費者庁を司令塔とした緊急時対応については、消費者庁、厚労省、農水省の職員も訓練に参加し（電話及び電子メールによる対応）、消費者安全情報総括官制度に基づく府省間の情報連絡を試行した。

【訓練で用いた仮想シナリオの概要】

訓練

1 危害因子

ヒ素（化学物質・汚染物質）

2 原因食品

X国Y社製の輸入粉ミルク

3 状況設定

午前 10 時：X国の評価機関から、食品安全委員会に、緊急事態の発生について、情報提供があり、食品安全委員会は、初動対応を開始するとともに、消費者安全情報総括官制度に基づいて、消費者庁に通報する。

X国の評価機関から提供された情報の概要

- ・X国内の乳業メーカーY社が製造している粉ミルクにヒ素が混入していることが判明した。
- ・X国内では、本年 10 月からヒ素中毒症状を示す乳児が複数確認されていた。
- ・当該粉ミルクは、日本にも輸出されている。

午前 11 時：消費者安全情報総括官会議（以下、「総括官会議」という。）が消費者庁で開催され、関係府省の対応方針が示される。

総括官会議で担当大臣から食品安全委員会に出された主な指示

- ・午後 0 時 30 分に大臣会見を行うので、想定問を作成すること
- ・午後 3 時に記者会見を開催し、本事案に係る科学的知見を中心に情報提供すること

午前 11 時 30 分：食品安全委員会としての情報提供方針を検討し、情報提供資料の作成と記者会見の準備を開始する。

午後 1 時～3 時：食品安全委員会に、国民や報道機関からの問合せが相次ぐ。

午後 3 時：食品安全委員会が記者会見を行う。

II 訓練結果の検証

平成 24 年度に実施した訓練の検証結果は、以下のとおりである。

1 実施した訓練ごとの検証

(1) 緊急時対応手順研修

- 研修参加者を対象に実施したアンケートにおいて、受講者自身の理解度と研修の実施方法の適否を確認したところ、本研修の内容は概ね適当であるとの結果だった。
- 確認訓練において、緊急時に係る情報入手後の事務局内の情報連絡等に係る初動対応は的確に実施された。

(2) ホームページ掲載研修

- 研修参加者を対象に実施したアンケートにおいて、受講者自身の理解度と研修の実施方法の適否を確認したところ、本研修の内容は概ね適当であるとの結果だった。
- 確認訓練において、食品安全委員会ホームページへの情報掲載は的確に実施された。

(3) メディア対応研修

- 研修参加者を対象に実施したアンケートにおいて、受講者自身の理解度と研修の実施方法の適否を確認したところ、ほとんどの項目で本研修の内容は概ね適当であるとの結果だったが、プレスリリースのタイトルの付け方や、客観性や社会性のあるプレスリリースを作るためのポイントについては、さらに研修が必要であると考えられた。アンケートで見られた主な意見は以下のとおりであった。

ア 研修の実施方法について

- ・開催時期はもっと早い方が良かった。
- ・基礎研修の対象者は経験の有無を考慮しながら全職員を対象にして実施すべきであった。
- ・全職員を対象とする研修はもっと短時間で実施すべきであった。

イ 電子メールによる自習研修について

- ・研修の方法としては適当であった。
- ・与えられた課題は、全職員が基礎を学ぶ上では、専門的すぎる内容であった。
- ・模範的な解答例をより明確に示して欲しかった。

- 基礎研修において、講師から、プレスリリースの本文やタイトルの適切な記載の仕方についての具体的な助言がなされた。また、メディア対応については、今後も様々な分野のメディア関係者から幅広く意見を聞くことが重要である旨の助言があった。
- 実践研修において、助言者から、記者会見における説明方法や運営上の留意点等について具体的な助言がなされた。
- 確認訓練において、作業のさらなる効率化が必要である等の意見はあったが、資料作成や記者会見の対応については、概ね時間内に実施できていたとの評価であった。

(4) 確認訓練

- モニタ（訓練評価者）による評価の結果及び訓練参加者等を対象に実施したアンケートの結果、以下のような意見が見られた。
 - ア 消費者安全情報総括官制度に基づく府省間の情報連絡について
 - ・ 訓練の実施により、関係府省間での情報連絡の流れを確認することができた。
 - ・ 緊急事態の発生に際しては、消費者安全情報総括官制度に基づく消費者庁への通報を迅速に実施するとともに、事案の危険度に係る情報提供等も、消費者庁に対して的確に実施することが必要と考えられる。
 - ・ 食品安全に係る政府全体の緊急時対応マニュアルの改正により、関係府省間の対処体制が見直されたこと等を踏まえて、実際の緊急時における食品安全の関係府省間での対応を、迅速かつ確実に行えるよう、連携体制の強化をさらに図る必要がある。
 - イ 委員会内部の情報共有について
 - ・ 情報共有の方法として、電子メールを多用しすぎていた。重要な情報については口頭や手交で行うことを徹底するように手順の改善が必要である。
 - ・ 初動における各課への対応指示が十分ではなかった。当該対応指示を迅速かつ的確に行えるように手順の改善が必要である。
 - ウ 情報提供資料の作成について
 - ・ 作成した情報提供資料の内容確認を十分に行える体制ではなかった。当該確認をより迅速かつ確実に行うための手順の改善が必要である。
 - ・ 作業を迅速に行うため、事態認知後できるだけ早い段階で対応スケジュールを作成するとともに、必要に応じて専用の作業班や作業室を作るように手順の改善が必要である。
 - エ 情報提供の考え方について
 - ・ 今回のシナリオのように、事案発生情報を食品安全委員会が入手し、かつ緊急性が高い場合には、まず、第一報として（2時間以内に）事実関係等を記載したプレスリリースの発表等を行い、より詳細な情報の提供についてはその後に改めて行うといったように、より迅速性を重視した対応が必要である。
 - オ 訓練シナリオについて
 - ・ 次年度は、さらに実践的な訓練内容として、情報提供の実施時期の判断や、健康影響評価を実施していない知見の少ない物質に対する対応等についても試行できると良い。
- 講師からは、記者会見の対応を中心とした講評の中で、報道機関の協力を得て、緊急時に的確な情報提供を行うためには、平時からの報道関係者との関係構築が重要である旨の助言がなされた。

2 重点課題ごとの検証

(1) 重要な情報を迅速かつ的確に国民に提供するための組織能力の向上

- 緊急時対応手順研修とホームページ掲載研修の実施により、緊急時の初動対応を、全職員が確実に行える体制を強化することができた。今後とも、この体制を一定水準以上で維持していく必要がある。なお、本年8月に、実際の食中毒事件の発生を受けて、前年度の研修受講

者が、食品安全委員会のホームページに関連情報を掲載しようとした際に、的確に実施できなかった事例があったことから、ホームページ掲載に係る研修については、既に研修を受講したことのある者のフォローアップについても配慮する必要がある。

- メディア対応研修の実施により、緊急時における国民への情報提供を、メディアの理解・協力を得て、迅速かつ的確に実施するための組織能力を向上させることができた。今後も、研修の積み重ね等により、知識や技能を更に養う必要があることが確認された。
- 確認訓練を実践的な内容で実施したことで、組織的な緊急時対応の流れを実働で確認し、対応手順の改善点を抽出するとともに、実務研修で習得した技術・知識のレベルを確認することができた。
- 実務研修と確認訓練の2本立ての訓練体系は、必要な技能を習得し、その習得レベルを確認する上で効果的な設計であると考えられた。次年度の訓練については、今年度の訓練結果を踏まえた必要な改善を行いつつ、同様の訓練体系で実施することが望ましい。
- 平成24年6月29日に食品安全基本法（平成15年法律第48号）第21条第1項に規定する基本的事項（平成16年1月16日閣議決定）（以下「基本的事項」という。）が変更され、消費者庁が緊急時対応における司令塔機能を担うことが明確に示されるとともに、緊急時における国の対処の在り方等を示した緊急時対応マニュアルが改正された。次年度の訓練については、これらを踏まえて、緊急時における関係府省間の連携をより強化し、政府全体としての緊急時の初動対応を迅速かつ確実に行えるように、訓練内容を設計する必要がある。

（2）緊急時対応マニュアル等の実効性の向上

- 確認訓練において、手順書に即した対応手順について検証した結果、委員会内部の情報共有や、情報提供資料の作成に係る手順について改善の必要性が認められた。改正が予定されている食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱の内容も踏まえつつ、手順書の必要な見直しを行うとともに、今後も、確認訓練等の実施により、手順書等の実効性をより向上させる必要がある。
- 実務研修や確認訓練で講師から受けた助言内容については、手順書等に適切に反映し、緊急時対応に必要なノウハウとして蓄積していく必要がある。

Ⅲ まとめ

平成 24 年度に実施した訓練結果の検証により、以下の点が確認された。

- 1 緊急時対応訓練は、食品安全委員会における緊急事態の対処体制をより一層強化するため、平成 24 年度の訓練結果を踏まえた必要な改善を行いつつ、次の（１）から（３）により、今後とも継続的に実施する必要があると確認された。
 - （１）基本的事項が変更され、消費者庁が緊急時対応における司令塔機能を担うことが明確に示されるとともに、緊急時における国の対処の在り方等を示した緊急時対応マニュアルが改正されたこと等を踏まえて、緊急時における関係府省間の連携をより強化し、政府全体としての緊急時における初動対応を迅速かつ確実に行うための訓練を実施する。
 - （２）訓練は、実務研修と確認訓練の２本立ての設計で体系的に実施する。
 - （３）訓練は、以下を主な目的として実施する。
 - ① 緊急時における初動対応を迅速かつ確実に行える体制を維持する。
 - ② 緊急時における国民への情報提供を、メディアの理解・協力を得て迅速かつ的確に行うための知識や技能を養う。
 - ③ 緊急時における組織全体の対応手順を確認し、組織全体の対応能力の向上を図るとともに、実務研修等によって習得した技術・知識のレベルを確認する。
- 2 訓練時に講師から受けた助言内容や、訓練の検証結果等から得られた改善点等については、手順書等に的確に反映させるとともに、次年度以降も同様の取組みを続けることで、食品安全委員会の緊急時対応マニュアル等の実効性を、より一層向上させていく必要がある。
- 3 食品安全委員会の今後の緊急時対応に係る改善すべき課題として、次の（１）から（３）が確認された。
 - （１）国民に対して特に緊急的な情報提供が求められる事案については、速報として、委員会ホームページでの情報提供を行うだけでなく、プレスリリースの発表を行う等、より迅速性を重視した情報提供を実施する必要がある。
 - （２）緊急時における関係府省との連携については、消費者安全情報総括官制度に基づく対応を重視しつつ、国民に対してより迅速かつ確実な対応が実施できるように、次年度も訓練等を通じて、関係府省間の連携体制の強化を図る必要がある。
 - （３）緊急時の情報提供を、迅速かつ的確に行うためにも、平時からメディア関係者との関係構築に努める必要がある。